

介護予防型訪問サービス 重要事項説明書



令和 7 年 4 月 1 日現在

このパンフレットは、お客様が介護予防型訪問サービス（ホームヘルプサービス）の契約にあたって、お客様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	訪問介護事業所コスモス
所在地	松山市別府町 3 6 5 - 1
指定事業所番号	3 8 7 0 1 0 5 6 0 2
連絡先	TEL 0 8 9 - 9 5 3 - 5 8 9 0 FAX 0 8 9 - 9 5 3 - 5 9 0 0
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	平日 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分 年末年始 休日（1 2 月 3 0 日～1 月 3 日、祝日）
通常サービス提供実施地域	松山市内（旧北条市、旧中島町を除く）
事業の目的	要支援状態にある者等に対し、適正な介護予防型訪問サービスを提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業所の訪問介護員等は、要支援状態にある者又は事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

◎ 当事業所の職員体制

※（ ）内の数字は、男性の人数です。

		資格	常勤	非常勤	計
サービス 従事者	訪問 介護 員	介護福祉士	3 人 ()	3 人 ()	6 人 ()
		ホームヘルパー養成 研修修了者(1・2級)	—	1 人 ()	1 人 ()
		(その他) 管理者 事務職員	1 人	1 人	1 人 1 人

○訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修 1 ～ 2 級課程を修了したものです。

○介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。

◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

介護保険の介護予防型訪問サービス（ホームヘルプサービス）は、身体の介護や、生活の援助となりますが、その内容は以下のようなサービスとなります。

身体の介護

ホームヘルパーが

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。

起床介助



就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



身体の清拭・洗髪



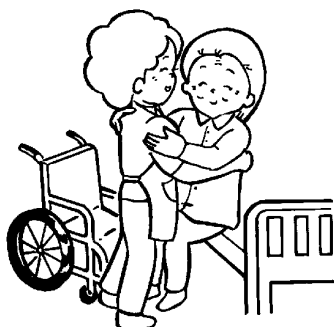
入浴介助



体位変換



移乗・移動介助



身体整容

(爪きり・耳かき・髪を梳くなど)



食事介助



服薬介助



(通院・外出介助)

* 通院介助は認められる場合のみ



生活の援助

掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行なわれるものを言います。

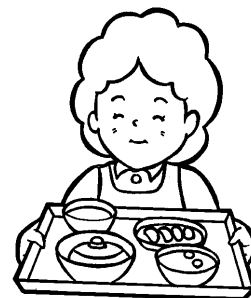
掃除・ごみ出し



洗濯



調理



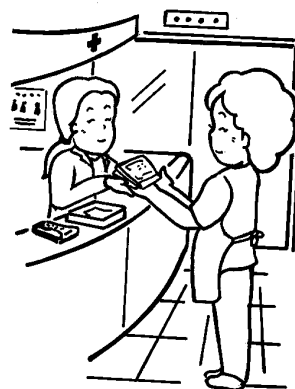
衣服の整理・被服の補修



買い物



薬の受け取り



○サービスの内容は変更することができますので、変更を希望される場合は、担当者（サービス提供責任者：佐々木 紀子・連絡先０８９－９５３－５８９０）までご相談ください。

◎ 次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません。



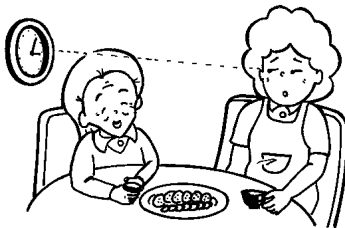
利用者本人以外の洗濯・調理
・買い物・布団干し



主として利用者が使用する
居室等以外の掃除



来客の応接
（お茶、食事の手配など）



話し相手のみ・留守番



自家用車の洗車・清掃



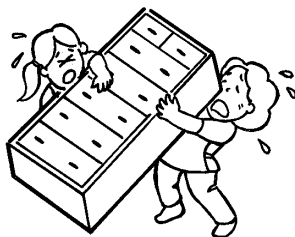
草むしり



花木の水やり



ペットの世話
（犬の散歩など）



家具・電気器具等の移動、
修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ



室内外家屋の修理、
ペンキ塗り



園芸
（植木の剪定など）



特別な手間をかけて行う
料理（おせち料理など）

- ◎ サービスの利用料は、国が定めた公定価格（介護報酬）の１割、２割又は３割負担となっています。具体的な利用料は、次の通りです。

利用料は、サービスを利用する頻度によって異なります。次の表の「利用料」が自己負担していただく目安の金額です。

対象者	利用料 ※1割負担の場合	
要支援１ 要支援２	週に１回程度	月に３回を超えて サービスを行った場合 1,176 円 / 月
要支援１ 要支援２	週に２回程度	月に７回を超えて サービスを行った場合 2,349 円 / 月
要支援２	週に３回程度	月に１１回を超えて サービスを行った場合 3,727 円 / 月
要支援１ 要支援２	標準的な内容のサービスを行った場合 287 円 / 回	

（その他加算等）

区分	内容	利用料 1割負担の場合
初回加算	新規に介護予防型訪問サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防型訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら介護予防型訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防型訪問サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。	200 円／月
生活機能向上連携 加算（Ⅰ）	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問した際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき介護予防型訪問サービスを作成し、当該理学療法士等と連携して計画に基づく介護予防型訪問サービス提供を行った場合に初回から３カ月の間加算します。	100 円／月

同一建物居住者に 対する減算	事業所と同一建物の利用者または、これ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 90%を算定
介護職員等処遇 改善加算Ⅲ	適切なサービスを保つため介護保険法で定められた加算です。 ※ 支給限度額管理の対象外	利用料の 18.2%

※介護予防型訪問サービス計画にて具体的な実施日・実施内容等を定めます。

※昼間（午前 8 時から午後 6 時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から午前 8 時	午後 6 時から午後 10 時	午後 10 時から翌朝午前 6 時
加 算 割 合	25%	25%	50%

※お客様の身体的理由により 1 人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、ケアプランに基づき 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

◎ 交通費

○通常のサービス提供実施地域（※） → 無料

（※）通常のサービス提供地域については、2 ページに記載しています。

○買い物時や薬の受けとり時の交通費 → お客様の実費負担となります。

◎ 水道代・ガス代

お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ キャンセル料

サービス提供の 24 時間前までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができますが、通知なくサービス利用を中止した場合、キャンセル料が発生いたします。

※ただし、月額での利用者や、病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

1 訪問につき 1, 000 円

◎ 電話代

お客様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ その他の料金

介護保険が適用されないサービスを利用する場合、お客様の全額自己負担となります。

◎ 緊急時の対応方法



お客様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。又、事業所の管理者に報告いたします。

	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	その他 ()
氏 名			
連絡先			
住 所			

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、お客様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。

○お客様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 事故発生時の対応

○当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

○当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	居宅介護事業者賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
保険の内容	保険契約者：医療法人ゆうの森 訪問介護事業所コスモス 保険対象：訪問介護事業の活動遂行に起因する対人・対物事故の損害賠償
賠償できる事項	当事業所の訪問介護員が利用者またはそのご家族の生命・身体・財産に損害をあたえたとき
当事業所の連絡担当者	（氏名）管理者 佐々木 紀子 （連絡先）089-953-5888

◎ プライバシーについて

- 当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。



○サービス担当者会議などでお客様やそのご家族の情報を利用するには、お客様の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「介護予防型訪問サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくこととなります。

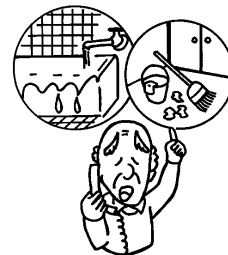
◎ こんな場合はこちらまで

① 担当者と連絡を取りたい場合

０８９－９５３－５８９０

② 予約していたサービスの利用を中止したい場合 すみやかにこちらまでご連絡ください。

０８９－９５３－５８９０



③ サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当事業所の苦情相談窓口)

訪問介護事業所コスモス (管理者) 佐々木 紀子	連絡先 (０８９) ９５３－５８９０ 受付時間 (平日) 午前９時 ～午後５時００分
--------------------------------	--

(自治体の窓口)

松山市 介護保険課 (事業者指定・指導担当)	連絡先 (０８９) ９４８－６９６８ 受付時間 (平日) 午前８時３０分 ～午後５時１５分
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (愛媛県社会福祉協議会)	連絡先 (０８９) ９９８－３４７７ 受付時間 (平日) 午前９時～１２時 午後１時～午後４時３０分

◎ ケマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

○当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。

○また、お客様がケアプラン（介護予防サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	医療法人ゆうの森
法人種別	医療法人
法人所在地	松山市別府町４４４－１
代表者氏名	理事長 永井康德
電話番号・ＦＡＸ	ＴＥＬ ０８９－９１１－６３３３ ＦＡＸ ０８９－９１１－６３３４

